

富士山本宮浅間大社西側市有地整備事業プロポーザルについて

(募集要項簡易版)

1 目的

今回の事業は、市が民間事業者に事業対象地を賃貸した上で、民間事業者が周辺地域の歴史、文化及び景観に配慮し、デザイン性にも優れた飲食・物販を中心とした商業施設を整備することで、周辺の回遊性の向上に資するにぎわいを創出することを目的とする。

2 参加者の資格、構成等

- ・提案を実現するための資金力、経営能力、社会的信用を有する者であること。
- ・グループで参加する場合は、構成員の中から代表（土地を賃借する者）を定めること。
- ・同一事業者が複数の参加をすることはできない。
- ・公租公課を滞納していないこと。 等

3 提案に関する必須条件

- ・富士山本宮浅間大社西側市有地整備事業の趣旨（要項P 1 参照）に沿った計画とすること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業又はその他これらに類するものを含まない計画とすること。
- ・事業対象地の全ての土地が含まれていること。
- ・事業対象地以外の土地も含める場合には、事業提案に対し、土地や建物等の権利者の同意を得ていること。また、にぎわい創出に繋がる機能を事業対象地に設けること。
- ・事業対象地に専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）を建築すること。

4 事業スケジュール（予定）

平成30年度：事業者の選定

平成31年度：事業協定の締結、事業用定期借地権設定契約締結、
設計、建設工事等

平成32年度：開業（見込み）

～裏面へ続く～

5 プロポーザルに関するスケジュール（予定）

平成30年10月12日（金）：募集要項の公表（要項及び資料配布）

平成30年10月19日（金）：参加希望者への説明会開催

平成30年10月12日（金）～10月26日（金）：募集要項等に関する質問の受付

平成30年10月29日（月）～11月2日（金）：質問への回答

平成30年11月5日（月）～12月17日（月）：参加申請書及び参加資格書類の受付

※参加申請書及び参加資格書類の内容を審査し、平成31年1月11日（金）までに参加資格確認結果を通知

平成31年1月15日（火）～平成31年3月1日（金）：事業提案書の受付

平成31年3月中下旬：事業プロポーザルの実施（最優秀提案者及び優秀提案者選定）

平成31年4月：事業協定の締結・事業者の決定

6 土地貸付契約の種類

借地借家法（平成3年法律第90号）第23条の規定に基づく事業用定期借地権設定契約とし、市と事業者が締結する。なお、公正証書作成に関する費用は事業者が負担するものとする。

7 賃貸借期間

工事期間（工事着工日から工事竣工日まで）と営業期間（開業準備期間含む。工事竣工日から土地返還日まで）を合算した期間を賃貸借期間とし、20年以上30年未満で事業者が提案するものとする。

8 その他

詳細については、「富士山本宮浅間大社西側市有地整備事業プロポーザル参加募集要項」を確認すること。

9 問い合わせ先

富士宮市企画部富士山世界遺産課

住所：静岡県富士宮市弓沢町150

電話：0544-22-1489 FAX：0544-22-1206

E-mail：sekai@city.fujinomiya.lg.jp